

# 横浜市立東小学校「やろう会」会則

## 第1条（名称等）

本会の名称を「東小学校やろう会」（以下「本会」）とする。

本会の事務局は横浜市西区東ヶ丘59 東小学校内におくものとする。

## 第2条（目的）

本会は、東小学校に通う子ども達の身体的、精神的な健康と成長のために次のことを目的として活動する。

- 1 東小学校およびPTA、地域と協力して、学校教育活動およびPTA活動、地域活動の活性化を図る。
- 2 会員の親睦と啓発を図り、相互の成長を目指す生涯学習を推進します。

## 第3条（会員）

- 1 第2条に賛同する、東小学校の在席児童およびその卒業生の男性保護者、東小学校男性教職員。
- 2 第2条に賛同する者で、本会が認めた者

## 第4条（活動）

- 1 本会は、第2条に基づく活動を行う。
- 2 本会は、会員総会を1年に1回（5月）および定例会（必要に応じて）を開催し、議事は総会または定例会出席者の過半数で決定される。

## 第5条（会費）

- 1 原則、無料とする。  
（懇親会等の費用については、都度徴収し、会員の個人負担とする。）
- 2 ただし、活動の上で必要と認められる場合は、別途徴収する。その際は、その活動に関する会計報告を行う。

## 第6条（役員）

本会の役員として、会長1名、副会長2名、庶務会計1名を置く。会計監査は、東小学校長とする。

## 第7条（メーリングリスト）

- 1 会員は、その情報交換・情報提供の手段として、本会メーリングリストに登録するも

のとする。

2 ただし、メールでの情報交換が困難な場合は別な手段を用いることとする。

#### 第8条（プライバシーポリシー）

個人情報を収集する場合は、その都度利用目的を明示し、目的外の利用はしないものとする。

#### 第9条（禁止事項）

本会を営利、政治、宗教などの目的に活用しない。

本会則は本会設立の平成28年10月2日より施行する。

以上

